

## 臓器移植におけるクロイツフェルト・ヤコブ病の取扱いについて

### 【1】現状

臓器のあっせんに伴う欧洲渡航歴に関する取扱いは、献血の採血時の欧洲渡航歴や厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会での議論を踏まえ、平成 17 年 6 月 20 日より、下記の通りとしている。

(1) 以下の欧洲渡航歴を有する者からの臓器提供は、原則として見合わせる。

		滞在国	通算滞在歴	滞在時期
A	①	英国、フランス	1日以上 (1996年まで) 6か月以上 (1997年から)	1980年～ 2004年
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、ドイツ、ベルギー、ポルトガル	6か月以上	
	③	スイス	6か月以上	1980年～
B	①	オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルグ	5年以上	1980年～ 2004年
	②	アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、バチカン、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア	5年以上	1980年～

注 1) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる滞在歴を加算するものとする。

注 2) フランス滞在歴を有する者については、慎重に本措置を実施することとし、当分の間は、本表に掲げる時期に通算 6 か月以上の滞在歴を有する者からの提供を見合わせることとする。

- (2) 移植医療における緊急性、代替性等にかんがみ、当分の間、臓器提供者が下表に掲げる欧洲渡航歴を有する場合であっても、臓器あっせん機関は、レシピエント候補者の検索を行う。
- (3) 当該レシピエント候補者が、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) 並びに移植に伴うその感染リスク及び移植後の留意点について移植医から適切な説明を受けた上で、当該臓器提供者からの臓器の提供を受ける意思を明らかにしている場合にあってはこの限りではない。
- (4) この取扱いにより移植が行われる場合には、臓器あっせん機関は、当該移植医に対して、vCJD の発症に関する当該レシピエントのフォローアップを十分行うよう促す。

## 【2】献血における対応の見直し

- ・平成 21 年 12 月 10 日、平成 21 年度第 3 回薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会を開催した。
- ・変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）対策として平成 17 年 6 月 1 日より、予防的かつ暫定的に実施されている英國渡航歴に係る献血制限の見直しについて議論された。
- ・審議の結果、国内外における vCJD 発生状況、英國滞在に由来する感染リスクの評価及び諸外国における献血制限の状況等にかんがみ、現在の制限を見直し、同期間に 1 ヶ月以上滞在された方からの献血を制限することが妥当との見解が示された。
- ・当該措置については、平成 22 年 1 月 27 日より実施することとされた。

## 【3】今後の対応案

献血の採血時の取扱いの変更を踏まえ、下記の通り改正する。

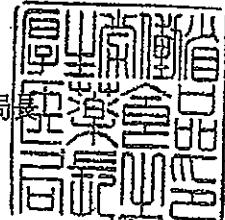
- ・【1】の（1）欧洲渡航歴等については別添の平成 21 年 12 月 11 日付医薬食品局通知に従い改正する。
- ・（2）～（4）については、従来通りとする。

(別添1)

平成21年12月11日  
薬食発 1211 第6号

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局



### 採血時の欧洲等滞在歴による献血制限の見直しについて

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り感謝申し上げる。

国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が確認されたことを受け、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧洲滞在歴に関する問診の強化について」（平成17年5月30日付け薬食発第0530007号貴職あて医薬食品局長通知）により、暫定的な措置として、1980年から1996年の間に1日以上の英国滞在歴を有する者等からの採血を見合させるよう対応をお願いしているところである。

今般、薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会運営委員会において、上記英國滞在歴による献血制限を緩和することについて審議され、国内外におけるvCJDの発生状況、英國滞在に由来する感染リスクの評価及び諸外国における献血制限の状況等にかんがみ、英國滞在歴による献血制限を見直し、1980年から1996年の間の英國滞在歴による献血制限について、「1日以上の英國滞在歴を有する者」から「1ヵ月以上の英國滞在歴を有する者」に変更する方針が示された。

については、新たな安全性等に関する情報が得られるまでの当分の間、引き続き予防的な措置を講じる観点から、速やかに下記1の措置を実施するとともに、その実施に当たっては事前に実施日等について当職あて報告されたい。

なお、貴管下各血液センターへの周知について特段の御配慮をお願いするとともに、採血に御協力いただいている方々に対しては、当該措置の趣旨について十分な理解が得られるよう配慮されたい。

おつて、これに伴い、「採血時の欧洲滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について」（平成17年4月1日付け薬食発第0401016号厚生労働省医薬食品局長通知）及び「採血時の欧洲滞在歴に関する問診の強化について」（平成17年5月30日付け薬食発第0530007号医薬食品局長通知）は廃止する。

記

- 1 今後の献血の受入れに当たっては、別表に掲げる歐州等滞在歴を有する者からの採血を見合わせること。

(別表)

		滞在国	通算滞在歴	滞在時期
A	①	英國	1か月以上 (1996年まで) 6か月以上 (1997年から)	1980年～ 2004年
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、 ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、サウジアラビア	6か月以上	
	③	スイス	6か月以上	1980年～
B	①	オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、 フィンランド、ルクセンブルグ	5年以上	1980年～ 2004年
	②	アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、 サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア、 モンテネグロ、チェコ、パチカン、ハンガリー、 ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、 マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア	5年以上	1980年～

(注1) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算するものとする。